

春日井市と国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との

連携と協力に関する協定書

春日井市(以下「甲」という。)と国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学(以下「乙」という。)は、次の条項により連携と協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙による相互の連携と協力のもと、地域の課題解決に向けて、相互の資源を有効に活用した施策展開を推進し、地域の振興に資することを目的とする。

(連携と協力をする事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携と協力を行うものとする。

- (1) まちづくりの推進に関すること
- (2) 地域の文化、健康福祉の向上に関すること
- (3) 産業振興、産学官連携に関すること
- (4) 先進的なモビリティに関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な取組に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するための具体的な実施事項及び遵守事項等については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(経費の負担)

第3条 連携と協力に要する経費の負担については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(知的財産の取扱い)

第4条 連携と協力の実施により生じた知的財産権等の保全、維持及び活用に関して、双方の定めに基づくことを原則とし、この定めによりがたいときは個別の案件ごとに関係者間で別途約定することができる。

(秘密保持)

第5条 甲と乙は、本協定の内容、本協定に基づく連携と協力を行うに当たって相手方から開示された資料及び情報並びに本協定に関連して知り得た相手方の技術上の情報(以下「技術情報等」という。)については、適切な管理を行うものとする。

2 甲と乙は、前項に規定する技術情報等のうち、相手方が秘密として特定(有体物に記録し秘密として表示したもの。)した情報(以下「秘密情報」という。)の取扱いに関しては、個別の案件ごとに別途約定するものとする。

3 甲と乙は、法令又は条例に基づき技術情報等(秘密情報を含む)に関する開示請求及びその開示決定等に対する不服申立てを受けた場合は、相手方に通知し、その対応を協議するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれか一方から書面による申し入れがないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項又は本協定書について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月 23 日

甲 愛知県春日井市鳥居松町
5丁目 44 番地
春日井市

代表者 春日井市長

乙 愛知県名古屋市千種区不老町

国立大学法人東海国立大学機構
名古屋大学
総長
